

受理官庁 CZ	チェコ共和国工業所有権庁	附属書 C CZ
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	チェキア	
国際出願の作成に用いることができる言語 ^{1, 2}	チェコ語, 英語, フランス語又はドイツ語	
願書の提出に用いることができる言語	英語, フランス語又はドイツ語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	2	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか? ^{3, 4}	認める。受理官庁はe PCT出願による電子出願を認める ⁵ 。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認めない	
管轄国際調査機関	欧州特許庁又はヴィシエグラード特許機構	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁又はヴィシエグラード特許機構	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨: チェコ・コルナ (CZK) 及びユーロ (EUR)	
送付手数料	CZK 1,500	
国際出願手数料 ⁶	EUR 1,233	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁶	EUR 14	
減額 (手数料表第4項に基づく):		
電子出願 (文字コード形式による願書)	EUR 185	
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	EUR 278	
調査手数料	附属書D (EP) 又は (XV) 参照	
優先権書類の手数料	CZK 600	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語 (附属書D参照) である場合, 出願人は翻訳文を提出しなければならない (PCT規則12.3)。
- 2 国際出願が行われた言語が公開の言語ではなく, 国際調査のために翻訳文が要求されない場合 (PCT規則12.3(a)), 出願人は英語による翻訳文を提出しなければならない (PCT規則12.4(a))。
- 3 国際出願が, 実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い, その範囲内で電子形式によって行われている場合には, 国際出願手数料の総額は減額される (「受理官庁に支払うべき手数料」参照)。
- 4 国際出願に, 明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には, 実施細則附属書Cに従い, すなわち, WIPO標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出しなければならない。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である (2009年5月14日付公示 (PCT公報) 79頁参照)。
- 5 関連する受理官庁の通告については, 2015年6月25日付公示 (PCT公報) 101頁以降参照。
- 6 この手数料は, 一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。

C Z

チェコ共和国工業所有権庁 (続き)

C Z

受理官庁は代理人を要求するか？

不 要

誰が代理人として行為できるか？

チェキアで登録されている特許代理人又は弁理士
